

結婚

に関するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

各支所のマークのあるものは、各支所でも受付しています

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちで、氏名に変更がある方	カードの継続利用(氏名変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	④番エリア 各支所
	住所が変わる方	住所変更（転居届、転入届、転出届）				
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 （住民票上、別世帯となっていた方）	世帯合併、世帯変更届				
	婚姻届提出時に夫婦のいずれかが市内に住所を有し、婚姻後引き続き夫婦ともに市内に住民登録がある方	結婚記念品をお渡しします。 申請をしてください。				
	氏が変わる方で、旧氏の印鑑で印鑑登録されていた方	自動的に廃止になります。				
国保 年金	国民健康保険に加入されていて、氏名や世帯構成などに変更があった方	被保険者証をお返しください。 新しい被保険者証をお渡しします。	変更前の国民健康被保険者証（兼高齢受給者証）		健康推進課	⑤番エリア 各支所
	→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 （各種認定証をお返しください。新しい認定証をお渡しします）	・限度額適用認定証 ・限度額認定・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受領証 など			
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	・国民健康保険の脱退 ※資格取得日から14日以内	・新しい保険の健康保険証または資格取得証明書 ・国民健康保険証			
	退職される（した）方					
	→配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	八女市役所での手続きはありません				
	→国民健康保険（国民年金）に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日から14日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書			④番エリア 各支所
		国民年金の加入（20歳～60歳未満） ※厚生年金資格喪失日から14日以内				
	年金を受給している方	年金受給者の氏名変更			市民課	
長寿	氏が変わる方で、65歳以上の方	被保険者証をお返しください。 新しい被保険者証をお渡しします。	変更前の介護保険被保険者証		介護長寿課	⑥番エリア 各支所
	氏が変わる方で、後期高齢者医療制度に加入している方	被保険者証をお返しください。 新しい被保険者証を郵送いたします。	変更前の後期高齢者医療被保険者証			
	→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の氏名変更（後日郵送）	変更前の ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など			
こども	児童手当を受給されている方で、氏名又は受給者が変わる方	・受給者の氏名変更 ・受給者の変更 （旧受給者は受給消滅届を提出し、新しい受給者は認定請求を行ってください） ※公務員の方は勤務先で手続きしてください。	新しい請求者の健康保険証、通帳		子育て支援課	⑦番エリア 各支所
	子ども医療証をお持ちの方で、氏名や住所に変更がある方	変更届を提出し、子ども医療証をお返しください。新しい医療証をお渡しします。	子どもの健康保険証 こども医療証			
	ひとり親家庭等に該当されている方	児童扶養手当を受給されている方は受給資格がなくなります。資格喪失届の提出。	児童扶養手当証書 婚姻日が確認できるもの			
		ひとり親家庭等医療費助成を受けている方は資格喪失届の提出	ひとり親家庭等医療証			
	特別児童扶養手当を受給している方で、氏名や住所に変更がある方	住所・氏名変更届の提出	・特別児童扶養手当証書 ・戸籍謄本（氏名が変わる場合）			
	幼稚園・保育所・学童保育所を利用している方 保育所・学童保育所に入所されている方	保護者・氏名・世帯状況等が変更した場合は手続きが必要です。	※受付窓口にお尋ねください。			
	小学校、中学校、義務教育学校に通われているお子さんがいる場合	児童生徒の氏名や保護者が変更になる場合は手続きについてご説明します。	※受付窓口にお尋ねください。		2F 学校教育課	各支所
		就学援助を受給されている方	変更の届けをしてください。			
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名・住所に変更がある方は手帳の書換えをします。	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		福祉課	⑧番エリア 各支所
	障がい者医療証をお持ちの方で、氏名や住所が変わられた方	医療証をお返しください。 新しい医療証をお渡しします。	・健康保険証 ・重度障がい者医療証			
	障害福祉サービスを受給している方で、氏名や住所に変更がある方	住所・氏名変更届を提出してください。	障害福祉サービス受給者証 ※世帯構成の変更によっては他の書類提出が必要な場合があります。			
	自立支援医療（更生医療、精神通院、育成医療）を受給されている方で、氏名や住所が変更になられた方	受給者証の住所・氏名の書換えをします。	・受給者証 ・健康保険証			

税・料金	上下水道を使用されている世帯で、氏名や振替口座名義人に変更があった方	使用者等変更届の提出	※受付窓口にお尋ねください。	2F 上下水道局	
	税・料等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	申請書は金融機関に提出ください	税務課	②番エリア 各支所

その他	市営住宅に入居している方				各支所
	→市営住宅の名義人が婚姻し同居される場合			3F 定住対策課	
	→市営住宅の名義人以外の方が婚姻し、同居される場合	市営住宅同居承認申請書の提出	・婚姻し、同居した事実と発生日が分かる書類 ・同居される方の収入を証明する書類 ※受付窓口にご相談ください。		



八女市役所

〒834-8585

福岡県八女市本町647番地



市役所本庁代表電話

0943-23-1111

市外局番（0943）

黒木支所：42-1111

立花支所：23-5141

上陽支所：54-2211

矢部支所：47-3111

星野支所：52-3111

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

- ・水曜日は窓口業務を午後7時まで延長して行っています。一部業務については取り扱いできない場合もありますので、あらかじめ確認の上、各窓口をご利用ください。
- ・土曜・日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

手続きチェックシート



ご結婚おめでとうございます

結婚

婚姻届

＜お忘れ物はないですか？届出に必要なもの＞

☐ 全国共通の「婚姻届出用紙」

・ご結婚されるお二人の署名

・証人（成年二人）の署名

☐ 外国の方を含む婚姻届の場合は、事前にご相談ください。

関連する手続きは
内側にあります



市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。
できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード



パスポート

そのほか、官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証、障害者手帳など

確認に
2点が必要なもの



健康保険証



年金手帳

そのほか、
・介護保険証
・顔写真付きの社員証、
学生証など

※マイナンバーの「通知カード」は本人確認書類として認められておりません。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。